

VI-1-[4] 青少年の徳性と社会教育(抄)

[昭和 56 年 5 月 9 日 社会教育審議会答申]

まえがき(略)

第 1 現代社会と青少年(略)

第 2 青少年の人間形成

1. 人間形成と発達課題

前章で、社会状況の変化に伴う青少年の意識と行動に関する問題をとりあげ、現代の青少年の人間形成のために配慮すべき背景を明らかにしたが、青少年の人間形成のためには、乳児から幼児、少年、青年へと成長する各々の時期に心身とも豊かに発達していくことが望まれるのであり、いずれの時期においても、それぞれ達成されなければならないと考える発達上の課題があることを指摘したい。

この発達上の課題は、発達課題といわれるが、それには身体の面、運動機能の面、知識の面、情緒の面、道徳性の面など、さまざまな側面があり、各側面がそれぞれの発達段階において調和的に発達しなければならない。また、発達課題は、成長する過程で継続的に達成されなければならないが、後に述べるように、乳児、幼児、少年、青年の各時期において、特に、全体的、調和的発達という観点から望まれる課題があることに着目したい。そして、それらの課題が適時に達成され、成果が積み上げられることによって人間性豊かな人格が形成されていくと考えられる。

人間は、豊かな発達の可能性をひめているが、生まれたときは独力で生きていく能力をもたない。その後、親や周囲の大人に保護されて生育する間にその生活の仕方を模倣したり、仲間との遊びなどによって徐々に生きていくための能力を身につけていく。幼い時代には、基本的行動様式を習慣づけるしつけが特に大切にされる。さらに、少年期、青年期へと移行していくにつれて生活する場が家庭から近隣社会、学校へと拡大していき、親や大人、教師、友人たちの影響を受けて成長、発達し、依存と自立の葛藤に苦しみ、批判と順応などの行動のなかで、しだいに自己の確立を目指していくともいえよう。

人間性豊かな人格を形成するための各時期の発達課題としては、特に次のようなことが重要であると思われる。すなわち、乳・幼児期には乳児が親や周囲の人びとに対して信頼感をもつことまた、幼児が自立感を身につけることであり、少年期には少年が活動性や自発性を発揮することであり、そして、青年期には青年が自分の態度や行動に一貫性を保てるように自己の確立を目指すことである。

2. 発達課題と教育的配慮

青少年が、人間性豊かな人格を育てるための発達課題を成長の各時期に適時に達成し、積み重ねていくためには、親や周囲の大人、指導者などは青少年に次のような教育的な配慮をしなければならない。

乳幼児の信頼感は、周囲の大人が子どもの基本的欲求を適切に充足させることによって育てられるものであるから、乳児の基本的欲求を適切に充足するとともに、信頼感を裏切らないように首尾一貫した態度をとるよう配慮する必要がある。

信頼感を身につけた乳児は、幼児期になると自分で何でもやりたがり、その行動が自分自身のものであることを確かめようとす

る。自立感は、幼児が自分の力で思うことをやり遂げた成功経験ばかりでなく、思うようにならなかった失敗体験をもつことによつて育てられる。幼児期の失敗経験は人間形成にとって大切なことである。それなのに、例えば、失敗しそうなことをあらかじめさせないようにしたり、途中で大人が手助けをし過ぎたりして、万事が幼児の思うままになれば、何でも自分のやりたいようになるという小児万能感を育てることになる。逆に、失敗経験を多く積み重ねすぎると、挫折感や劣等感をもつようになるおそれがある。したがって、幼児が成功と失敗との均衡のとれた生活経験をし、自立感を獲得して、意志力、自己統制力、思いやりの心などの基礎を身につけていくよう配慮しなければならない。

少年期になると、いろいろなことに興味や関心をもつようになり、自分で考え、自分で決めて実行しようとする。この時期は、しだいに目的意識を伴う活動になり、自発的に目標を設定して活動性を発揮するようになる。

しかし、前章でみたように、今日の少年は、戸外での遊びや異年齢の仲間との活動などが少なくなっているとともに、親の過保護の中で活動性、自発性を発揮する生活体験の幅を狭められている。したがって、少年期の活動性や自発性を伸長するために、家庭ではできるだけ少年の自由意志による自己決定を大切に、それを責任をもって遂行するよう助力する。また、集団活動では、例えば、活動内容などについて計画の段階から少年たちを参加させ、自己決定を含む活動計画を作成するとともに、計画の実施においても少年たちが仕事を分担し、協力して自分たちの力で成し遂げるよう指導する。このようにして少年が活動性や自発性を達成し、積極性、創造性、連帯性などの基礎を身につけていく。

青年期になると、青年はしだいに自分が何であるか、そして何になりたいのかを考えるようになり、自分の個性を生かし、能力に応じて行動することを学び、社会の人間関係の中で自分の態度の一貫性を保って自己の確立を図るようになっていく。自己の確立は、それまでに身につけてきた信頼感、自立感、活動性、自発性を基礎にして、仲間集団や学校、職場などの主体的で協力的な実戦行動など多様な社会参加の体験を通じて達成されていく。

この形成過程に問題があると、青年は自分自身がかみどころのない存在に思えてノイローゼになったり、自分に絶望して自殺したり、非行に走ったりすることもある。この時期までの発達課題が着実に達成されれば、青年はしっかりした自己確信を獲得できるし、すすんで社会の進歩に貢献しようとして、思いやりに満ちた人間関係をつくりあげていこうとする態度も養われる。

しかし、今日、一部の青年には、乳・幼児期と少年期の発達課題を適時に達成しなかったために、生活の主体者として自立できていなかったり、その時期が遅れたりしている傾向がみられる。そのために、社会の一員としての自覚が弱く、社会とのかかわりの中で自己を確立する面に欠けるきらいがある。したがって、青年が自らの意志力を発揮して、青年の持ち味を十分生かす生き方が主体的にできるように、自己確信と社会の進歩に貢献しようとする態度を培うように配慮しなければならない。

第3 青少年の社会教育と人間形成

1. 青少年と社会教育

これまでに、青少年を取り巻く社会状況の変化をとらえて我が国の青少年の意識と行動の傾向をとらえ、つづいて成長、発達の各時期において達成しなければならない発達課題の視点から青少年の人間形成について考えてきた。いうまでもなく、青少年の人間形成は、青少年の日常生活が営まれている家庭、学校、社会のあらゆる場において、意図的、無意図的に行われるものであり、そのうちのひとつの場だけで人間形成が行われるものではない。その意味において、青少年の人間形成を図るためには、家庭、学校、社会がそれぞれの教育機能を十分に発揮してその責任を果たすべきであるが、同時に相互の有機的、総合的な連携のもとに教育の効果を発揮するように努めなければならない。

社会における青少年の人間形成は、青少年の自発的な自己形成を中心として行われるものであるが、マスメディア、地域社会などさまざまな外部要因により影響を受けるものであり、それについては、関係する行政機関や民間団体がそれぞれの立場から必要な対応を行っている。

それらの中にあつて社会教育は、青少年の自発的な学習意欲を啓発し、青少年が実際生活に即して主体的に自己の確立を図っていくよう、意図的、組織的に行う教育活動である。

2. 青少年の社会教育活動

青少年の社会教育活動は、形態、内容ともに多様、かつ、広い分野にわたっている。

(1) 青少年の団体活動

青少年は、各種の少年団体、青年団体に加入してさまざまな活動を行っている。少年団体、青年団体の活動は、学習活動、奉仕活動、野外活動、体育・レクリエーション活動、文化活動、国際交流活動など多彩であり、それぞれの団体の目的に従って実践されている。

少年を対象とする団体では、近年、小学生の加入が増えている。少年団体の活動は、少年自身の実践的行動が中心となって展開されるものであるが、指導者、育成者のかかわり方が極めて重要である。

青年の団体は、自発的に結成され、青年自身の手で自主的に運営されるものであり、全国的、広域的な活動とともに、近年、青年の興味・関心の多様化に伴って比較的小規模で多様な団体活動も増えている。

(2) 各種施設の利用

青少年は、国、地方公共団体、民間の社会教育施設やその他さまざまな施設を利用して活動を行っている。近年、社会教育施設の整備がすすみ、施設数の増加とともに設備の充実が図られてきたが、特に、少年自然の家、青年の家などは、青少年の団体やグループの活動の場として利用されるとともに、小・中学校、高等学校が学校教育の一環として集団宿泊訓練を行う場としての利用が増加している。

また、青少年は図書館や博物館を利用したり、日常生活している地域の公民館、スポーツ施設、文化施設などさまざまな施設を利用したりして研さんや仲間との交流を行っている。

(3) 社会教育事業・行事への参加

さらに、青少年は、民間団体や行政機関で計画される各種の事業の行事にも参加して多様な活動を行っている。最近、青少年が地域の成人の協力を得ながら、伝統や文化の継承・発展、豊かな生活環境の醸成など地域とのかかわりをもった実践活動への参加が全国各地に広がりを見せている。また、青少年が優れた音楽、演劇等を鑑賞する機会や、発表、創造の機会を設ける事業などが各地で実施されており、多数の青少年が参加している。

3. 社会教育活動の特徴

以上のように、青少年の社会教育活動は、形態、内容ともに多様なものとなってきているが、共通する特徴として次のようなことがあげられる。

(1) 年齢を異にする仲間が生活を共にし、相互に尊敬や思いやりの心を育てながら家庭や学校では経験しにくい社会生活についての体験学習をする。また、生活体験や職業を異にする人びととの交流をとおして、地域を異にする他の人びとの生活や知らない職業についての理解を深めることができる。さらに、成人たちと集団的に交流する機会を設けて文化の伝承を行うなど世代間の相互理解を深めていく。

(2) 青少年は、家庭や学校でも社会生活に必要な行動様式を学んでいくが、社会教育では、それを更に具体的に反復実践して身につけることができる。

(3) 各界の専門家や有志指導者などさまざまな指導者と接する機会をもつことにより、自分が抱えている問題の解決に当たることができる。また、立場を異にする指導者の意見を聞いて自分の判断の手がかりとすることができ、あわせてこのような活動をとおして望ましい指導者となるために必要な自らの資質を高めることができる。

(4) 家庭教育や学校教育では学習の場が限定されがちであるが、社会教育活動では達成目標や活動内容に即して各種の施設や場所を選択して利用することができるし、また、適切な活動計画を立て、自由に活動できる。

(5) 社会教育活動では、一人ひとりの個性や能力に応じた活動を行うことにより、各自がもつ個別の目標の実現を目指すことができ、また、その人なりの目標に即して活動の成果を評価することもできる。

4. 青少年の社会教育活動と人間形成

青少年の人間形成が行われる環境は多面的であるが、集団とのかかわり、自然とのかかわり、文化とのかかわりを中心とするものに大別できよう。これらのかかわりの中で行われる活動を通じて、青少年の人間形成に果たす社会教育の役割をみていくと次のようなことがあげられる。

(1) 集団活動と人間形成

人間は、集団の中で自己を知り、自己を高める意欲をおこし、また、連帯の中で自己の責任や役割を果たすなど人間形成をすすめていく。したがって、青少年がなるべく早い時期から集団に参加する機会をもち、集団活動を豊富に経験することが望まれる。

ア. 青少年は、団体活動に参加し、年齢や生活経験の異なる仲間たちと共に、それぞれの団体の目的や綱領にそって活動を繰り返すことによって、集団の一員としての自分の役割と責任を認識し、お互い助け合い、責務の遂行に当たる。また、意見や信条などの違いに対する寛容の態度、公共心、礼儀、尊敬の念、あいさつ、言葉づかいなど社会生活に必要な規範を身につけ実行する態度、与えられた役割を責任をもって誠実に実行する態度を培う。

イ. 少年自然の家、青年の家などの施設を積極的に利用することによって、青少年は規律正しい集団宿泊生活を実際に体験し、規律を守ること、協力しあうこと、他の人を思いやること、公共のものを大切にすることなどを身をもって体得する。

ウ. また、地域とのかかわりをもった自然愛護や整備美化など、各種の奉仕活動を体験することによって地域の形成者の一員であることを自覚し、仲間や地域の人びとの連帯を深め、地域への奉仕の態度や勤労を尊ぶ態度を養い郷土を愛する心を育てていく。

エ. 青少年は、スポーツクラブ、青少年団体や芸術・文化団体が行う各種のスポーツ活動、文化活動を通じて、仲間との友情、フェアプレーの精神を育て、また、厳しい練習に耐えて技術を磨き、困難に耐えていく心、たくましい体力と気力、自己の限界に挑戦する意欲を育てていく。

(2) 自然との接触と人間形成

人々は、自然と接する中で情操を高め、また、自然を生かした独自の文化をつくりあげてきた。青少年が自然と接することによって、自然の厳しさや美しさを知り、動物や植物に対する愛情を培い、生命や自然への畏敬の念を育て、自然と調和して生きていくことの大切さを感じることが望まれる。

ア. 少年自然の家や青年の家は、山や海の自然に恵まれた場所に設置がすすめられており、青少年は、これらの施設で活動す

ることによって自然の恩恵にふれ、自然に親しむ心や敬けんの念を培い、自然の中で心身を鍛練し、自らの実践し創造する態度を育てていく。

イ. 各種の野外活動や野営場などの野外活動施設での活動をとおして、青少年は、自然が人間にもたらす影響力の大きさや、人間が自然に及ぼす力の功罪を感じとり、自然と調和して生きる人間の生き方を身につけていく。

ウ. 青少年を対象とする学級、講座などで、自然にかかわる学習を推進しようとするうごきが各地で高まってきている。このような機会を通じさまざまな自然とふれあい、美しいものや崇高なものに対する深い感動を得るとともに、牧歌的な意味での自然理解にとどまることなく、自然を科学的に理解し探究する態度を養う。

(3)文化活動と人間形成

人間は、歴史と伝統を積み重ねてきたが、青少年もそのことに関心を寄せ、理解を深めることによって更に明日への発展に努めることが望まれる。

ア. 今日、青少年は、郷土の歴史や文化を掘りおこし、新しい目で郷土をみつめ、民話や伝統芸能の継承などを行う活動をとおして、地域の伝統文化についての理解を深めている。また、地域間の交流によって他の地域の文化についての理解を深め、ひいては我が国の文化についての認識も高めていく。

イ. 青少年は、優れた芸術を鑑賞したり、自らも芸術活動に参加したりして芸術的な感動を体験し、創作意欲を高め、豊かな情操を培う。

ウ. 青少年は、青少年団体や行政機関で計画される国際交流事業に参加したり、仲間や個人で海外に出かけたり、あるいは、国内で外国人と交流したりして、外国の実情、特に青少年の考え方や生活習慣などにふれ、積極的に異なった国の文化についての理解と交流を深めることができる。このことは、同時に青少年が我が国を客観的にみつめる機会となり、自国への責任や役割についての自覚を促すことにもなる。

このような努力を続けることによって、青少年は、広く世界に開かれた愛国心をもって国際社会の発展に貢献するたくましい日本人となることができる。

第4 社会教育行政の課題

1. 社会教育行政の視点

これからの社会がますます複雑に変化していくであろうことは前に述べたが、それだけに次代の担い手である青少年の健全な成長への期待は大きく、家庭教育、学校教育の充実とともに、青少年の社会教育活動の振興を図ることが期待されている。

青少年の社会教育活動を振興していくためには、社会教育関係者のみならず、親や教師もそれぞれの役割を果たしていく必要があるが、特に社会教育行政は、青少年が自らすすんで社会教育活動に参加するよう積極的に意欲の啓発に努め、自主的な社会教育活動への参加を奨励し、援助することが必要である。また、青少年が社会教育活動に参加しやすいように多様な活動・学習機会の設定、各種施設・設備の整備、指導者の養成・研修の実施など、物的、人的条件の整備に努めることが必要である。

青少年の多様な社会教育活動の体験が、その人間形成をすすめていく上で大きな役割を果たしていることを前章で明らかにしてきたが、今日の青少年の人間形成にかかわる問題状況から考え、社会教育行政は、家庭教育の振興を図るとともに、学校教育と緊密に連携し、更に地域社会の協力態勢を整えつつ、今後、次のような青少年の社会教育活動を重視して施策を講じていくことが必要である。

(1)心身の発達の状況を考慮しながら、特に少年のできるだけ早い時期から団体に加入し、年齢の異なる仲間との団体活動の

体験をもつようにすること。

(2) 各種の施設を積極的に利用し、さまざまな人との交流、研さんを行う活動の体験をもつようにすること。

(3) 地域などで、仲間と一緒に社会とのかかわりをもった奉仕活動などの実践的な活動の体験をもつようにすること。

(4) 自然の中での野営生活など、素朴で変化に富んだ野外活動の体験をもつようにすること。

(5) 諸外国の青少年との交流など、諸外国を正しく理解する活動の体験をもつようにすること。

2. 社会教育行政当面の重点施策

青少年の人間形成を図るための社会教育活動を更に充実、振興していくために、当面次のような重点施策を推進することが期待される。

(1) 青少年の社会教育活動の拡充

ア. 青少年の活動意欲の啓発

(ア) 青少年がすすんで余暇を活用し、積極的に社会教育活動に参加するよう各種の広報媒体を利用して、多様な社会教育活動の現状や利用、参加の方法などについて広く青少年に周知させるよう努める。

(イ) 青少年に対し、各種の情報・資料を提供する事業並びに青少年の社会教育活動等についての相談に応ずる事業を推進する。

イ. 青少年団体活動の奨励・援助

(ア) 青少年が、少年期の早い時期から少年団体活動に参加するよう積極的に奨励し、その活動を援助する。

(イ) 青少年の自主的な地域文化の継承・創造、地域環境の浄化・整備など地域社会にかかわる活動を奨励、援助する。

(ウ) 青少年が行う各種の奉仕活動、野外活動、国内交流活動、国際交流活動など特色ある活動を盛んにするよう奨励、援助する。

ウ. 青少年施設の整備、充実

(ア) 少年自然の家、青年の家などの広域圏施設を更に整備するとともに、指導機能の充実を図り、青少年の集団宿泊研修の一層の拡充を図る。

(イ) 野外活動施設の整備を促進し、野外活動を奨励する。

(ウ) 都市地区に青少年のための多目的総合施設の設置を積極的に推進する。

(エ) 地域社会のセンターである公民館の利用を促進する。また、学校施設の開放を一層推進する。

(オ) 地域住民の協力を得て、少年が日常生活圏において気軽に利用できる施設、例えば、遊びの広場などの確保に努める。また、神社、寺院、教会、あるいは企業の施設の開放などを推進する。

(カ) 図書館、博物館、文化会館、その他各種の文化施設並びに体育施設の整備、充実を図る。

(キ) 地方公共団体が設置する各種の青少年施設に対して、国は補助金の適正な増額を図る。

(ク) 国、地方公共団体は各種施設の設置に当たって、適正な配置、相互の連携に配慮するとともに、それぞれの企画、設計、環境整備、運営等について青少年を参加させるよう十分な配慮を行う。さらに、行政が設置した施設の一部を十分な財政措置を講じた上で、青少年団体などに委託管理させることを検討する。

(ケ) 民間団体が設置する施設の建設について、一定の基準を設けてこれを助成するとともに、税の免除などについて積極的に協力する。